

提 案 の 概 要

施設名：名古屋市東文化小劇場・市民ギャラリー矢田

団体名：公益財団法人名古屋市文化振興事業団

※複数の団体により構成されるグループは各構成団体の名称もあわせて記入する。

(1) 管理運営全般について

①施設の管理運営に対する方針等

<劇場の基本方針>

- ・個別に活動する文化団体が交流する場を設ける。
- ・芸術文化を通して地域に魅力ある居場所をつくる。
- ・地域で活動する文化団体に対する支援、育成を行う。

<ギャラリーの基本方針>

- ・若手からベテランまで経験を問わず、全ての芸術家をサポートする。
- ・美術愛好家に向け最先端のアートやジャンルの作品を発信する。
- ・多彩なジャンルの企画により、芸術との出会いをつくる。

②管理運営体制

<職員配置・養成>

- ・館長、副館長を始めとして、お客さまの劇場利用に十分対応できる配置体制を整えるとともに、催事の内容によって人員を増員する等の柔軟な運用により、「安全管理を第一」とする体制を確立する。

<情報の保護・公開>

- ・事業団情報保護規程等、諸規程を整備・運用し、ホームページや印刷物上でのプライバシーポリシーの公開や、電子情報保護のための徹底したセキュリティ対策等の取り組みを実施する。
- ・事業団情報公開規定を定め、公益財団法人の情報公開に関する基準に則り、ホームページ上での法人情報公開等の取り組みを実施する。

<法令遵守（コンプライアンス）>

- ・事業団倫理規定により職員の行動基準を明確化することによって、倫理意識を自覚させ、市民からの信頼獲得を目指す。

<施設の平等利用>

- ・インターネットによる時間や場所に制約されない受付等、窓口での申込みに限らない多様な受付方法や、申込みしやすい受付期間、公平・平等な調整方法の実施による施設の平等利用の確保に努める。

- ・苦情要望に対して誠実に対応し、内容を分析して職員全員で共有することで再発防止につなげる。

(2) 実施業務の計画について

①指定管理業務

<一般の施設利用に供する業務>

- ・施設貸出し業務、施設管理業務、施設利用打合せ業務、情報提供業務、問合せ・要望苦情等対応業務、利用促進業務 等

<施設維持管理・安全管理>

- ・管理の実績・ノウハウに基づき、施設独自の特性を把握したうえで、常に施設のベストコンディションを維持し、予防保全に努める。
- ・名古屋市認定エコ事業所として、省エネルギー、リサイクル等の環境保全に取り組む。
- ・事故・自然災害等、あらゆる危機を想定して、日常点検や防災訓練等の予防・事前準備により安全対策を実施し、館長を中心とした緊急時即応対策を整備する。

<文化活動に関する相談体制>

- ・劇場利用にかかる芸術文化活動についての相談に限らず、身近な相談から施設見学、専門的な相談まで、あらゆる相談に対応する。

<文化活動に関する支援>

- ・劇場を利用するイベントへの支援はもちろん、劇場外の地域のイベント開催についても事業団のノウハウを活かした運営サポートを実施する。

<サービス向上策>

- ・ホールアテンダント、ステージコーディネーターによる施設利用者へのサポート体制を充実。
- ・施設予約システムやクレジットカード決済による利用受付の効率化を図る。
- ・公演当日おまかせサービスにより、主催者の公演当日の負担を軽減する。

<利用促進策>

- ・気軽に参加・鑑賞できる事業を積極的に展開して、集客や認知度を高める。
- ・様々な媒体を活用した施設・事業の広報や積極的な営業活動により、施設のPRや利用促進に努める。
- ・職員による展覧会サポートや割引制度等によって、展示室の利用拡大を図る。

<市民の参画と協働の場の創出>

- ・地域団体等と連携し、文化小劇場に人々が集まり交流する場となるような事業を実施する。

<次世代の育成>

- ・子育て世代のニーズに沿った事業等を展開し、子どもたちが多彩な文化芸術にふれることのできる機会を増やす。

<ギャラリー事業>

- ・ 芸術家のサポートや多彩なジャンルの企画等により、ギャラリーを現代美術に対応したさらに魅力ある場所にする。

<劇場とギャラリーの連携>

- ・ 劇場とギャラリーの異なる表現活動の場を活かした事業展開で、来場者が新たな芸術文化に出会える機会をつくり上げる。

<地域文化発信の拠点となる事業>

- ・ 地域の団体と連携し、魅力ある歴史文化を活かし、地域のニーズに沿った事業を展開して、地域文化発信の拠点としての役割を果たす。

<アウトリーチ事業>

- ・ 地域の方々の身近な場所や劇場に足を運ぶことが困難な人々のもとへ赴き、文化芸術にふれ親しむ機会を提供する。

<ボランティア団体等の支援>

- ・ 市民参加のボランティアグループを支援し自主性を育成する等して、地域の方々との協働体制を確立する。

<地域団体との連携>

- ・ 地域団体との連携と地域の文化資産等を活用して、地域の魅力の発信に取り組む。

②自主事業（実施している場合）

<施設利用者利便性向上のための方策>

- ・ 看板作成サービス：舞台上の吊看板等を大型プリンターで作成。
- ・ コピー、ファクス：台本等のコピーやファクスを行う。
- ・ ごみ処理：公演時に出たゴミの代行処理。
- ・ チケット販売：利用者の公演チケットを事業団管理施設で販売。

（３）収支計画について

①管理運営にかかる費用等

<各年度の提案総額> (単位 千円)

年 度	金 額
28年度	66,353
29年度	69,019
30年度	68,916
31年度	68,884
32年度	68,853
合 計	342,025

<期間を通じた収支計画>

【収入】

(単位 千円)

費 目	内 容	金 額
指定管理料	名古屋市からの指定管理料	342,025
利用料金収入	ホール・練習室・展示室・附属設備等	177,259
その他収入	主催事業収入、自動販売機収入等	10,893
収 入 計		530,177

【支出】

(単位 千円)

費 目	内 容	金 額
人件費	職員人件費	260,536
光熱水費	電気・ガス・水道料金	96,819
事務費	消耗品・通信費・印刷費等	12,076
管理費	修繕費、委託料等	88,452
その他経費	主催事業費、保険料、租税公課費等	72,294
支 出 計		530,177

<利用料金の設定>

1. 施設の利用料金

(1) 文化小劇場

基準額以外の利用料金設定あり

(基準額以上の利用料金設定はなし)

入場料無料の公演について、平日夜間利用料金を基準額より引き下げ

利用日より3か月以内の公演申込みに対する割引制度「近割」

(準備・リハーサルのための利用は対象外)

(2) ギャラリー

基準額以外の利用料金設定あり

(基準額以上の利用料金設定はなし)

4月から6月の利用料金を割引する制度「春割(ハルワリ)」

2. 附属設備の利用料金

基準額以外の利用料金設定なし

3. 利用料金の納期

ホール・展示室 利用日の2か月前まで

練習室 本申込みと同時

附属設備 利用日(劇場のみ連続利用の場合は最終日でも可)